

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第4区分
 【発行日】平成17年8月4日(2005.8.4)

【公開番号】特開2002-245718(P2002-245718A)
 【公開日】平成14年8月30日(2002.8.30)
 【出願番号】特願2001-39339(P2001-39339)
 【国際特許分類第7版】

G 1 1 B 20/10
 G 0 9 C 1/00
 H 0 4 L 9/08
 H 0 4 L 9/36
 H 0 4 N 5/765
 H 0 4 N 5/781
 H 0 4 N 5/91
 H 0 4 N 5/92

【F I】

G 1 1 B	20/10		H
G 1 1 B	20/10		F
G 0 9 C	1/00	6 4 0 E	
H 0 4 L	9/00	6 0 1 B	
H 0 4 L	9/00	6 8 5	
H 0 4 N	5/781	5 1 0 F	
H 0 4 N	5/91		P
H 0 4 N	5/92		H

【手続補正書】

【提出日】平成16年12月24日(2004.12.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】ストリームデータ再生装置

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

記録媒体よりストリームデータを再生する再生手段と、

前記再生手段によって再生された前記ストリームデータをスクランブル処理し、制御情報を付加して送信するインターフェース手段を備えたストリームデータ再生装置において

、
 前記インターフェース手段は、前記ストリームデータの送信相手先の装置との間で認証処理を行うことによりスクランブル処理もしくはデスクランブル処理のための鍵情報を交換し、

前記ストリームデータを送信する際に、前記ストリームデータを送信した後も前記記録媒体に前記ストリームデータを保存したままにするかあるいは送信した後には前記ストリ

ームデータを前記記録媒体から再生不能化するかによって、前記制御情報を変えることを特徴とするストリームデータ再生装置。

【請求項 2】

請求項 1 記載のストリームデータ再生装置において、

前記ストリームデータを送信した後は前記ストリームデータを前記記録媒体から再生不能化する場合には、前記ストリームデータの記録時のコピー制御情報と同じ制御情報を付加して前記インターフェース手段より送信し、

前記ストリームデータを保存したままにする場合には、前記インターフェース手段より送信する前記ストリームデータに記録が不可であることを示す制御情報を付加して送信することを特徴とするストリームデータ再生装置。

【請求項 3】

記録媒体よりストリームデータを再生する再生手段と、

前記再生手段によって再生された前記ストリームデータをスクランブル処理し、制御情報を付加して送信するインターフェース手段を備えたストリームデータ再生装置において、

前記インターフェース手段は、前記ストリームデータの送信相手先の装置との間で認証処理を行うことによりスクランブル処理もしくはデスクランブル処理のための鍵情報を交換し、

前記ストリームデータを送信する際に、前記ストリームデータを送信した後は前記ストリームデータを前記記録媒体から再生不能化するとともに、前記ストリームデータの送信中は前記送信相手先の装置以外の装置との間の認証は拒否することを特徴とするストリームデータ再生装置。

【請求項 4】

記録媒体よりストリームデータを再生する再生手段と、

前記再生手段によって再生された前記ストリームデータをスクランブル処理し、制御情報を付加して送信するインターフェース手段を備えたストリームデータ再生装置において、

前記インターフェース手段は、前記ストリームデータの送信相手先の装置との間で前記ストリームデータを伝送するためのチャンネルを設定し、

前記ストリームデータの送信相手先の装置との間で認証処理を行うことによりスクランブル処理もしくはデスクランブル処理のための鍵情報を交換し、

前記ストリームデータを送信する際に、前記ストリームデータを伝送するためのチャンネル以外の接続を破棄するとともに、前記ストリームデータを送信した後は前記ストリームデータを前記記録媒体から再生不能化することを特徴とするストリームデータ再生装置。

【請求項 5】

請求項 4 記載のストリームデータ再生装置において、

前記チャンネル上でストリームデータ伝送を行っている間は前記チャンネルで用いている鍵データを共有しようとして他の装置より試みられる認証を拒否することを特徴とするストリームデータ再生装置。

【請求項 6】

記録媒体よりストリームデータを再生する再生手段と、

前記再生手段によって再生された前記ストリームデータをスクランブル処理し、制御情報を付加して送信するインターフェース手段を備えたストリームデータ再生装置において、

前記インターフェース手段は、前記ストリームデータの第 1 の送信相手先の装置との間で前記ストリームデータを伝送するための第 1 チャンネルと第 2 の送信相手先の装置との間で前記ストリームデータを伝送するための第 2 チャンネルとを設定し、

前記ストリームデータの第 1 及び第 2 の送信相手先の装置との間でそれぞれ認証処理を行うことによりスクランブル処理もしくはデスクランブル処理のための異なる鍵情報を交

換し、

前記ストリームデータを送信する際に、前記第1のチャンネルでは前記ストリームデータの記録時のコピー制御情報と同じ制御情報を付加して前記インターフェース手段より送信し、前記第2のチャンネルでは前記ストリームデータに記録が不可であることを示す制御情報を付加して送信するとともに、前記ストリームデータを送信した後は前記ストリームデータを前記記録媒体から再生不能化することを特徴とするストリームデータ再生装置。

【請求項7】

請求項6に記載のストリームデータ記録再生装置において、

前記第1の送信相手先は記録装置であり、前記第2の送信相手先は表示装置であることを特徴とするストリームデータ再生装置。

【請求項8】

請求項1、3、4乃至6のいずれかに記載のストリームデータ再生装置において、

前記ストリームデータの送信に先立って、前記送信相手先の装置に記録開始を指令するコマンドを送信することを特徴とするストリームデータ記録再生装置。

【請求項9】

請求項1、3、4乃至6のいずれかに記載のストリームデータ再生装置において、

前記記録媒体はハードディスクドライブであることを特徴とするストリームデータ再生装置。

【請求項10】

記録媒体よりストリームデータを再生する再生手段と、

前記再生手段によって再生された前記ストリームデータに制御情報を付加して記録装置に送信するインターフェース手段を備えたストリームデータ再生装置において、

前記ストリームデータを送信する際に、前記ストリームデータを送信した後も前記記録媒体に前記ストリームデータを保存したままにするかあるいは送信した後は前記ストリームデータを前記記録媒体から再生不能化するかによって、前記制御情報を変え、

前記記録媒体に記録されたデータを読み出してから再生不能化する場合には、前記記録装置が受信したストリームを記録していることを確認した場合にはそれまでに送信したストリームを前記記録媒体から再生不能化し、前記記録装置が記録動作を中断したことを検出した時、もしくはストリームデータの伝送が行えなくなった時には、ストリームの読み出しを中止し、前記記録媒体上に残されているストリームをそのまま保持することを特徴とするストリームデータ再生装置。

【請求項11】

請求項10に記載のストリームデータ再生装置において、

前記ストリームデータを送信した後は前記ストリームデータを前記記録媒体から再生不能化する場合には、前記ストリームデータの記録時のコピー制御情報と同じ制御情報を付加して前記インターフェース手段より送信し、

前記ストリームデータを保存したままにする場合には、前記インターフェース手段より送信する前記ストリームデータに記録が不可であることを示す制御情報を付加して送信することを特徴とするストリームデータ再生装置。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

【課題を解決するための手段】

前記目的は、特許請求の範囲記載の発明により達成できる。

